

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本葉たばこ技術開発協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人の主たる事務所は、東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、たばこ耕作用資材の試験事業を通じて、有効かつ安全なたばこ耕作用資材の普及を図ることにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) たばこ耕作用資材の試験事業
 - (2) たばこ耕作に関する情報を収集し提供する事業
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は全国において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、公益財団法人設立登記の前日の財産目録に基本財産として記載された財産及びその他財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために不可欠な財産とし以下をもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 基本財産として寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 7 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産の一部を処分しようとするときは、予め理事会及び評議員会において議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 8 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産運用管理規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を経なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

第 10 条 この法人の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の書類については、毎事業年度の終了の日から3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計原則)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第 14 条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任等)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ただし、過去に該当した者については合計数に含めない。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。)又は業務を執行する社員である者。

ニ 次の団体で職員である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第

3項に規定する大学共同利用機関等

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
特殊法人又は認可法人

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期終了後においても、新に選任された者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 役員の報酬並びに費用の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
 - (7) 合併、若しくは事業の一部又は全部譲渡、又は公益目的事業の全部廃止
 - (8) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催できる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 23 条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 26 条 評議員会の議決は、議決に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決するところによる。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、議決に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって決するところによる。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分または除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。役員の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 27 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記

録による同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は評議員会に報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員の中から選任された2名以上の議事録署名人が記名押印しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

(役員の種類及び定数)

第 30 条 この法人に次の役員をおく。

理 事 3名以上7名以内

監 事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、会長を除く理事のうち1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 31 条 役員は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 32 条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の

執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し会務を統括する。
- 3 専務理事は、会長を補佐してこの法人の業務を執行するほか、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、評議員会及び理事会招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 4 会長、専務理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。
- 5 会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 33 条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 34 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了後においても、新に選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 35 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(役員報酬等)

第 36 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額は、評議員会が別に定める役員等の報酬規程による。また役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 37 条 理事が、自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、予め理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第38条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第39条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の業務に精通した者のうちから理事会の決議において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産(特定資産を含む)の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の配置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第42条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(招集)

第43条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに、理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第46条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するところによる。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合においてその提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席代表理事及び監事は、議事録署名人としてこれに記名押印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議に

- より、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第6章 事務局

(事務局)

- 第 50 条 この法人の事務を処理するために事務局をおく。
- 2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 3 事務局および職員に関して必要な事項は会長が定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

- 第 51 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第 52 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第55条に規定する公益目的取得財産額の贈与については、変更することができない。
- 2 前項にかかわらず、評議員会において議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法を変更できる。
 - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 53 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

ない。

(解散)

第 54 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産額の贈与)

第 55 条 この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く)において、この法人に公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を、取消し処分を受けた日、又は合併の日から1箇月以内に、評議員の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄贈するものとする。

(残余財産の処分)

第 56 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法による。

2 第10条第3項に規定する貸借対照表の公告は、定時評議員会終了後に電子公告に掲載する方法とする。

3 事故その他やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、有本 正治 とし、業務執行理事は 二戸 輝雄とする。